石狩市公示第１０９号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号以下「政令」という。）第１６７条の５及び第１６７条の１１の規定により、石狩市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和８年１０月２６日

石狩市長　　加　藤　龍　幸

第１　資　　格

１　基本的資格要件

石狩市が発注する契約に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（以下「競争入札等」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次のいずれにも該当しないものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項（第167条の11第１項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者

（２）政令第167条の４第２項（第167条の11第１項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき競争入札等への参加を排除されている者

（３）石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係事業者である者。

（４）石狩市内に事業所を設置している者については、審査基準日において法人市民税（法人の場合）又は個人市民税（個人事業主の場合）、固定資産税、国民健康保険税（個人事業主の場合）を滞納している者

（５）審査基準日において、法人税（法人の場合）又は申告所得税（個人事業主の場合）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

（６）審査基準日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

２　契約の種類による資格要件

次の契約については基本的資格要件に加えてそれぞれに掲げる要件に該当すること。

（１）建設工事の請負契約

ア　審査基準日において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けてから、引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　審査基準日の直前２年度の決算（直前２年度の決算期間が24月に満たない場合は直前の決算日以前の24月）において完成工事高を有していること。

ウ　建設業法第27条の23第１項の規定に基づき、審査基準日の直前２年度分を含む決算により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する事項の審査を受けていること。

エ　健康保険・厚生年金保険・雇用保険の全て加入若しくは適用除外であること。

※建設工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類について審査の結果により算出した評定数値を勘案した上で同表に掲げる等級に格付けするものとする。

土木工事	建築工事	舗装工事	電気工事	管工事	水道施設
A	A	A	A	A	A
B	B	B	B	B	B
C	C	C	C	C	C

（２）浄化槽工事の請負契約

ア　審査基準日において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　審査基準日において浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第１項の規定に基づく登録を受けていること又は同法第33条第３項の届出をしていること。

ウ　審査基準日において浄化槽法第２条第10号の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること。

（３）物件の製造（印刷に係るものを除く。以下同じ。）の請負契約

ア　審査基準日において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　資本金が300万円以上又は従業員が10人以上であること。

（４）建築設計に係る契約

ア　審査基準日において、建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所についての登録を受けてから引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　審査基準日の直前決算において売上高を有していること。

ウ　資本金が300万円以上又は従業員が３人以上であること。

（５）土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

ア　審査基準日において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　審査基準日の直前決算において売上高を有していること。

ウ　資本金が300万円以上又は従業員が３人以上であること。

（６）測量に係る契約

ア　審査基準日において測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けてから引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　審査基準日の直前決算において売上高を有していること。

ウ　資本金が300万円以上又は従業員が３人以上であること。

（７）業務委託（印刷物の製造を含む。）又は物品の購入に係る契約

ア　審査基準日において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

（８）除雪業務に係る契約

ア　審査基準日において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　資本金が300万円以上又は従業員が５人以上であること。

ウ　除雪業務に必要な機械等を有している（リース可）こと。

（９）道路標識設置、道路清掃、管渠調査清掃又は漏水調査に係る契約

ア　審査基準日において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　審査基準日の直前決算において売上高を有していること。

ウ　資本金が300万円以上又は従業員が３人以上であること。

（10）電力調達（供給）に係る契約

ア　審査基準日において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　審査基準日の直前決算において売上高を有していること。

ウ　小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けており、電力調達契約評価項目等報告書（石狩市様式第12号）において配点の合計が70点以上であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下これらを「協業組合」という。）については、次の各号のいずれかに該当するときは、２に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

（１）経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。

（２）中小企業等協同組合のうち、企業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であった者が構成員の過半数を占めているとき。

4　資格の有効期間

（１）建設工事、浄化槽工事、建築設計、土木施設物の設計、地質調査、測量、技術資料作成に関するもの

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

（２）物件の製造、業務委託（印刷物の製造を含む。）、物品の購入等に関するもの

現行の競争入札参加資格を有する者については、特例としてその資格有効期間を１年間延長し、令和１０年３月３１日までとする。

ただし、本要領に基づき新たに資格を取得した者の有効期間については、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

第２　資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

（１）政令167条の４第１項に規定する者になったとき。

（２）政令167条の４第２項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。

（３）営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取消されたとき。

（４）その他第１の２に定める資格要件のいずれか又は第１の３の各号に定める要件を欠くに至ったとき。

第３　資格審査の申請の時期及び方法等

1　申請期間

（１）定期受付（審査基準日は令和８年１２月１日とする。）

ア　建設工事、浄化槽工事、建築設計、土木施設物の設計、地質調査、測量、技術資料作成に関するもの

令和８年１２月１０日(木)から令和９年１月２９日(金)までとする。

イ　物件の製造、業務委託（印刷物の製造を含む。）、物品の購入等に関するもの

令和８年１２月１０日(木)から令和９年１月８日(金)までとする。

原則郵送による申請とし、上記期間の消印有効とする。持参の場合は、契約課窓口で受理する。(受理と同時の審査は行わない。)

(２) 随時受付（建設工事、浄化槽工事、建築設計、土木施設物の設計、地質調査、測量、技術資料作成に関するもの）(受付期間及び審査基準日は以下のとおりとする。)

定期受付終了後、原則３か月に１回（四半期ごと）の随時受付を実施する。

	審査基準日	受付期間	資格有効期間
第１回	令和９年３月１日	令和９年３月１５日～ 令和９年４月１４日	令和９年７月１日～ 令和１１年３月３１日
第２回	令和９年４月１日	令和９年４月１５日～ 令和９年５月１４日	
第３回	令和９年５月１日	令和９年５月１７日～ 令和９年６月１４日	
第４回	令和９年６月１日	令和９年６月１５日～ 令和９年７月１４日	令和９年１０月１日～ 令和１１年３月３１日
第５回	令和９年７月１日	令和９年７月１５日～ 令和９年８月１３日	
第６回	令和９年８月１日	令和９年８月１６日～ 令和９年９月１４日	
第７回	令和９年９月１日	令和９年９月１５日～ 令和９年１０月１４日	令和１０年１月１日～ 令和１１年３月３１日
第８回	令和９年１０月１日	令和９年１０月１５日～ 令和９年１１月１２日	
第９回	令和９年１１月１日	令和９年１１月１５日～ 令和９年１２月１４日	
第１０回	令和９年１２月１日	令和９年１２月１５日～ 令和１０年１月１４日	令和１０年４月１日～ 令和１１年３月３１日
第１１回	令和１０年１月１日	令和１０年１月１７日～ 令和１０年２月１４日	
第１２回	令和１０年２月１日	令和１０年２月１５日～ 令和１０年３月１４日	

(３) 中小企業等協同組合及び協業組合が経済産業局長の行う官公需の受注に係る適格組合証明を受けたときは、当該証明を受けたときとする。

(４) 中小企業等協同組合のうち企業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、当該企業組合が設置されたときとする。

２　申請の方法

(１) 建設工事、浄化槽工事、建築設計、土木施設物の設計、地質調査、測量、技術資料作成に係る申請（随時受付を含む。）

北海道市町村入札参加資格共同審査システムを用いた電子申請により行うものとする。ただし、同システムによりがたい特別の理由がある場合は、総務部契約課の指示するところによる。

(２) 物件の製造、業務委託（印刷物の製造を含む。）、物品の購入等に係る申請

総務部契約課から示される申請書類を原則郵送（窓口持参も可とする。）により提出することにより行うものとし、申請に係る費用については申請者が負担するものとする。

（３）変更届

登録内容に変更があったときはすみやかに変更届を提出するものとする。提出方法は以下のとおりとする。

ア　建設工事、浄化槽工事、建築設計、土木施設物の設計、地質調査、測量、技術資料作成に関するもの

同システムを用いた電子申請により行うものとする。

イ　物件の製造、業務委託（印刷物の製造を含む。）、物品の購入等に関するもの

総務部契約課の指示する方法により提出するものとする。

3　資格審査の再申請

（１）競争入札参加資格者又は競争入札参加資格者から営業を相続し、又は譲渡された者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その都度資格審査の再申請を行うものとする。

ア　競争入札参加資格者の営業を相続、合併又は譲渡により移転された場合

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合

ウ　中小企業等協同組合（企業組合に限る。）又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

（２）（１）の申請は、総務部契約課から示される申請書類を提出することにより行うものとする。

4　審査結果の通知

審査結果については、個別の通知は行わず、石狩市ホームページへの競争入札参加資格者登録名簿の掲載をもって通知に代えるものとする。